



追加提出③

2025（令和7）年1月15日

北九州市教育委員会 議 殿

（教育長 田島 裕美 殿）

陳 情 者

市担当課が門司鉄道遺構の発掘調査の更なる拡大をしない事に関する
工事に対する警告や丁寧な理由説明などを求める教育委員会議に対する陳情
に関する口頭陳情に代えての補助資料（2）

題意について、以下の通り、教育委員会議にて、本内容を提出します。

記

内 容

1、陳情者は、本陳情と同時期に、以下の調査を個別で実施し、以下の状況となっ
ていることを前回（1）に続いて、追加で報告する。

まず、前回（1）に関係し、以下の通り変更します。

（3）福岡県に対する情報開示

（主旨）（1）と同様の内容で、開示担当課保管のうちひとつの文書綴りの
もの

（回答として公文書開示決定通知書 6教文第773号 令和6年12月2
6日 福岡県教育委員会 事務担当課等 教育庁教育総務部文化財保護課
企画・埋蔵文化係）（なお、~~12日時点で資料未到着~~決定通知書類の抜
粋~~添付2~~未到着理由は納付書による処理のため）14日午後（少なく
とも午後4時以降）到着（普通郵便の為、郵便によるものかどうかは不明
）7枚。

2、補足見解 県からの資料その他で判明したと判断した点など

(1) 技術担当者は、文化企画課 小南 裕一 氏であると「推察」されること。

なお、簡易調査で、

(なお、門司鉄道遺構は福岡県の明治以降の近代のものであるが、奈良文化研究所の検索システム「全国遺跡報告総覧」には、同名の研究者の近代における論文は見当たらないようであること)

北九州市は、おそらく様々な研究がなされるなか、近代の研究者もおり、そのサポートを受けていると推察されるため。但し、これについては、聴取以外の方法はない、ということ。

(2) 埋蔵物でたまに話題になる非破壊検査に関する記録はないこと。（実施されていないと推測される）

(3) 県から提出された試掘調査の資料は、3月のものしかないこと。（なお、試掘自体は複数回行われている。前述、福島綾子氏の陳情書2頁目1段2行目『2023年3月、4月、7月』福島綾子氏陳情書2頁目3段1行目『2024年4月』現在の公開資料による）

(4) 当初、とある噂では、用地内の一部で、大正期、昭和期、のものがあつた可能性があるが、門司鉄道遺構が発見される以前に破壊されている、というものもあつたようだが、開示された報告書にはないため、その点についてわからないこと。やはり、書面で記述したものでないと、信ぴょう性に欠けること。

(5) おそらく、昨年、教育委員会議における、本門司鉄道遺構の陳情者である、考古学の技術者の福島綾子氏は、本資料を確認して陳情したであろうこと。

（なお、資料の日付は、昨年2024年5月18日となっており、福島綾子

氏の陳情審査は2024年5月23日。ただし、本人は、それ以前に、資料を受け取っていた、と陳情しているようである)

(6) 仮に、(1)の推測が事実であるとするなら、

①文化企画課が遺構無しとした範囲は遺物遺構がある

(前述の福島綾子氏 陳情書 P2)

②(遺構無しとして作業を行った) (北九州市)

という矛盾が生じたままになっている、ということになったこと。

(7) 大正期、昭和期、のものについてのものは、北九州市行政の評価は不明であること。大正期および昭和期のものに関する評価について、回答を求める必要があるということ。(県の資料には、確かに、明治期としてしか記述はない。大正期、昭和期のものが見つからなかったのか、あるいは、大正期、昭和期のものは、評価の対象から外しているのか、いまだ不明瞭であること)

(8) まとまった資料が常に見えるように開示されていないため、全体像の把握が困難であること。読み残しがある点など否定しないものであること。(県に報告した資料すら速やかに開示されていない点など、陳情者にどうの、という以前に、今回、大変な関心がある中、県に報告した資料は市民向けにも常時開示されるべきではないか、と思われること)

(9) 門司鉄道遺構の正式名称は、旧門司駅舎跡、であること。(これも知らなかった)

3、ここまでの調査を経て

(1) 補助執行と情報開示について

「北九州市教育委員会」名の文書について、2つのところから出ていて混乱する。

こまごまとした事務作業は、市長部局の一担当課にやらせることとした、という認識であるようであるが、そこは、市長の業務と混在して業務をしてい

るわけであり、「北九州市教育委員会」名だけで作業している以上混乱するのではないか。

仮にそういう認識であっているというなら、教育委員会の名称の下に、『補助執行者 北九州市長（都市ブランド創造局総務文化部文化企画課）』などと記述する方が責任の明瞭化が出来る気がする。

（情報開示で、仮に、審査請求をする場合は、市長なのか、教育委員会なのか、という話がある。陳情者は、市長宛に情報開示を行っているが、開示をした者は、市教育委員会であり・・・市長部局でも、教育委員会でも、同じ業務をやっている場合は、市長、教育委員会、どちらも責任者となるため、一方だけでは何ともかんと如何ともしがたい、と推察される。共立である場合は、予算の提出権が強い市長でよいのではないか。ただ、この問題は、本内容とは別の問題だ、と推察する。そもそも、教育委員会は、予算の決定権も弱く、補助執行に責任を負えないのではないか。なお、本件情報開示により、様々な報告書が教育委員会総務課には届いていない、と推察するためでもある。）

- (2) 本資料からは、さっと、発掘調査の場所以外に埋蔵物があるかどうか不明だったので、技術担当者に、現時点の状況で、教育委員会会議から聴取頂きたい。特に、明治の建設当時から、大正期、昭和期の文化財が埋蔵されていなかったのか、について。（おそらく、教育委員会議には、本件技術担当は来られないであろうが、可能であれば、技術担当よりの技術者からの説明を伺い、それを資料にまとめたほうが良いのではないか。無論、技術担当が、研究者であり、かつ、論文を出される立場のもので、それを出されると言うのであれば、大正期、昭和期の文化財についての一般的な考察、および、本内容における、埋蔵物有無の確認・判断法、大正期、昭和期の文化財についての有無などをお答えいただけるものと考えられるし、かつ、今後の論文等に反映されるものと考えている。）

以 上

4、教育委員会議への要望

本件に関係した、埋蔵物の技術職員の召還を求める。

(事務職員や技術の知らない責任者ではない)

添 付 文 書

1、6教文第773号 令和6年12月26日 福岡県教育委員会関連 7枚

※奈良文化研究所の検索システム「全国遺跡報告総覧」 検索結果
は付記しませんが、アドレスを公開しておきます。

<https://sitereports.nabunken.go.jp/ja>

埋蔵文化財包蔵地の周知化について

例文登録 平24-5号		分類記号	名称	保存期間				
文書番号 文書日付	施行	公印	収受 起案 決裁 日 月 日	決	裁 係員	市町村名	名称 所在地	新規・訂正の別 認定日
5教文第5号-12 令和5年5月22日			収受 起案 決裁 日 月 日			北九州市	旧門司駅舎跡 北九州市門司区清滝2丁目地内	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 訂正 令和5年5月22日
5教文第5号-13 令和5年5月22日			収受 起案 決裁 日 月 日			福津市	津屋崎塩田遺跡 福津市津屋崎5丁目2131-1、2132-2	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 訂正 令和5年5月22日
5教文第5号-14 令和5年5月22日			収受 起案 決裁 日 月 日			福津市	津屋崎塩田遺跡 福津市津屋崎5丁目2151-1	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 訂正 令和5年5月22日
5教文第5号-15 令和5年5月22日			収受 起案 決裁 日 月 日			福津市	手光通り堂遺跡 福津市手光1781-11・12・27	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 訂正 令和5年5月22日

5教文第5号-12

令和5年5月22日

北九州市 教育委員会教育長 殿

福岡県教育委員会教育長
(文化財保護課企画・埋蔵文化財係)



埋蔵文化財包蔵地の周知化について(通知)

令和5年5月18日 北九市文文第378号 で報告のあった埋蔵文化財包蔵地については、下記のとおり周知の埋蔵文化財包蔵地として決定します。

については、その範囲を遺跡分布図等に追補し、適切に周知徹底を図るようお願いします。

記

- 1 埋蔵文化財包蔵地の名称 旧門司駅舎跡
- 2 決定した日付 令和5年5月22日

北九市文文第 378 号

令和 5 年 5 月 18 日

福岡県教育委員会教育長 様

北九州市教育委員会



埋蔵文化財包蔵地カードの追補について

標記の件について、別紙のとおり周知の埋蔵文化財包蔵地の追補をしたことを届出いたします。よろしくお取り計らい下さい。

お問い合わせについて

北九州市市民文化スポーツ局

文化企画課 (担当 小南 裕一)

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

〒803-8501

TEL093-582-2391



福岡県 埋蔵文化財包蔵地カード

県文化財番号
市町村文化財番号

3214

種別	その他(鉄道 関連遺跡)	ふりがな 名称	きゅうもじえきしやあと 旧門司駅舎跡	時代	旧石器・縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世・近世・他(近代)
所在地	北九州市門司区清滝二丁目地内				
包蔵地の概要	<p>本遺跡は国重要文化財である門司港駅の東側隣接地に位置する。当該地は、古地図や古写真から、現門司港駅の前身である旧門司駅舎の所在地と考えられる。</p> <p>施設建設に先立ち、令和5年3月9・10日に試掘調査を実施した結果、地表下約90cmの深度から、煉瓦積の遺構が検出された。この煉瓦積遺構は、構築方法や煉瓦自体の形状から、明治時代の所産と考えられ、旧門司駅舎の基礎部分である可能性が高い。</p>				
備考					
調査	調査区分	(試掘調査・確認調査・工事立会・分布調査・他)			調査日
	調査員	所属	氏名	小南裕一	
	埋蔵文化財包蔵地カード提出		年月日	文書番号	
文書	埋蔵文化財包蔵地カード受理(認定日)		年月日		
	県包蔵地認定通知		年月日	文書番号	



範囲決定所見

令和5年3月に実施した試掘調査、また、旧門司駅舎に関する古地図、古写真を基に、現門司港駅東側の下図範囲を旧門司駅舎の埋蔵文化財包蔵地範囲とした。

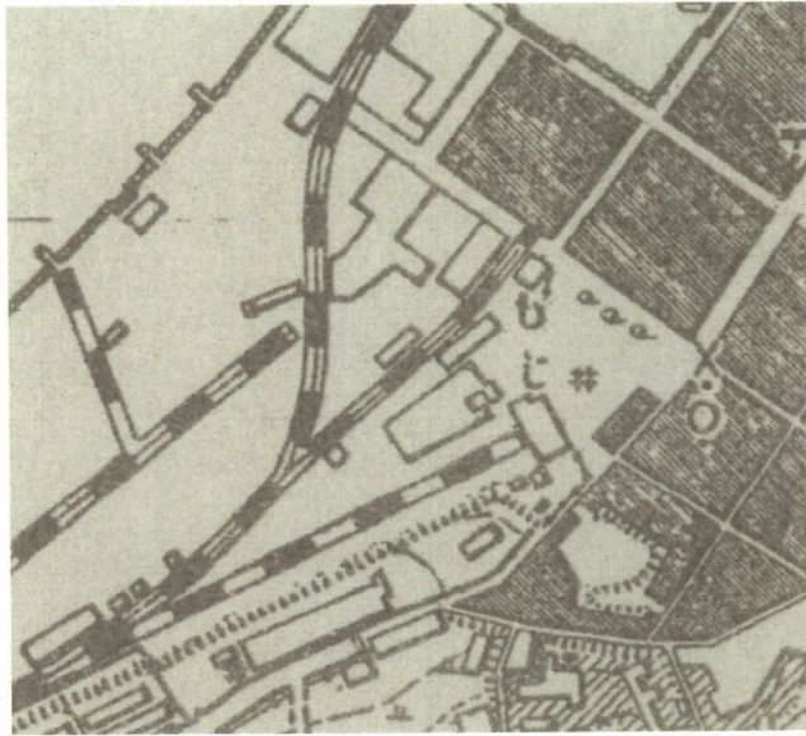
範囲を記した1/10,000以上の詳細な図面



分布調査・試掘調査の記録

令和5年3月9・10日、現門司港駅東側の施設建設予定地で試掘調査を行った結果、地下約90cmの深度で煉瓦積遺構を確認した。この煉瓦積遺構は、構築法や使用されている煉瓦のサイズから、明治期のものと推定される。



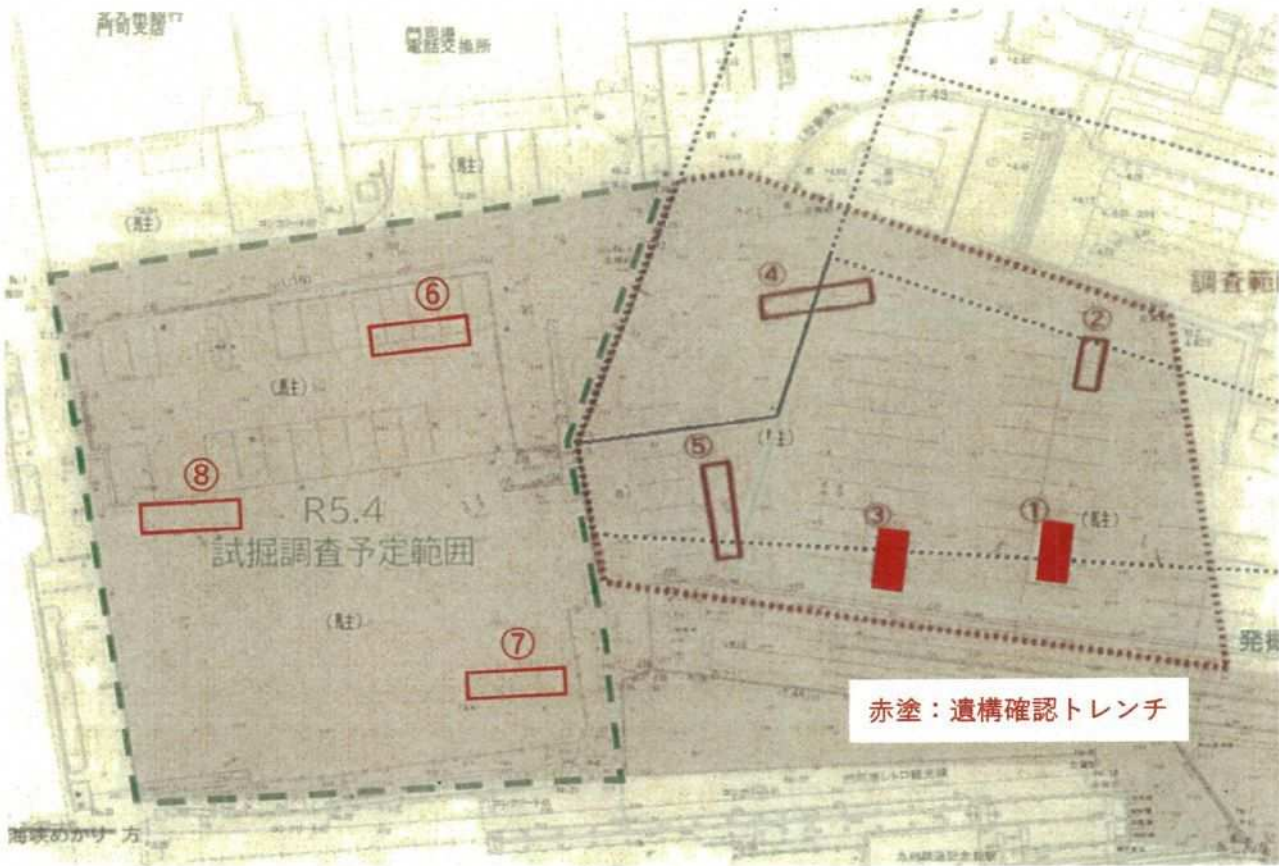


旧門司駅舎周辺地図（明治30年代）



旧門司駅舎想定位置図（都市計画図に合成）

令和5年3・4月試掘トレンチ位置図



1トレンチ検出 煉瓦積遺構



3トレンチ検出 煉瓦状遺構